

七飯町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 改正理由

七飯町議会会議規則の一部を改正する規則において、議員の出産に伴う欠席期間の範囲を明文化したことに伴い、改正後の七飯町議会会議規則に規定する期間（出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、16週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内）については、議員報酬を減額しない旨の規定を定めるため、この条例を定めるものである。

2 改正内容

第4条第4項において規定する議員活動ができない期間であっても報酬の全額を支給する事由として、次の2号を規定する（第1号については、現行条例に規定があるものを各号列記とする）。

- (1) 公務上の負傷又は疾病による療養のとき。
- (2) 議員本人の出産のとき（七飯町議会会議規則第2条第5項の規定による届出があった期間に限る。）。

3 施行期日

令和3年10月1日から施行する。

七飯町議会議員の議員報酬等に関する条例新旧対照表

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 議員活動ができない事由が<u>公務上の負傷又は疾病による療養</u>のときは、前項の規定にかかわらず、全額を支給する。</p> <p>5 (略)</p> <p>第5条～第7条 (略)</p> <p>附則</p> <p>1・2 (略)</p> | <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>4 議員活動ができない事由が、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、全額を支給する。</p> <p>(1) <u>公務上の負傷又は疾病による療養</u>のとき。</p> <p>(2) <u>議員本人の出産のとき</u> (七飯町議会会議規則第2条第5項の規定による届出があつた期間に限る。)</p> <p>5 (略)</p> <p>第5条～第7条 (略)</p> <p>附則</p> <p>1・2 (略)</p> |